

# 公益認定等委員会だより



## 内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



### 目 次

- P.2  
一般法人法の改正に伴うよくある質問(FAQ)の追加・修正について
- P.4  
「継続組織の前提」に関する「よくある質問(FAQ)」について
- P.6  
公益認定申請・法人運営相談等について

# 一般法人法の改正に伴うよくある質問（FAQ）の

## 追加・修正について

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）により、一般法人法が改正され、改正内容の一部が令和3年3月1日及び令和4年（施行日未定）に施行されるため、令和3年3月に、FAQのうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という。）の規定を引用している部分の一部について追加・修正を行いました。このうち令和3年3月1日に施行された部分についてご紹介します。

【令和3年3月1日施行分】

### ○補償契約・役員等のために締結される保険契約



#### 問Ⅱ-8-①

役員等が職務の執行に関して法令違反を疑われたり責任の追及に係る請求を受けたりした際の防御費用や賠償金について、法人が支払ったり役員等を被保険者とした保険を契約したりすることはできますか。

答

1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による一般社団・財団法人法の改正により、法人が、役員等（理事、監事又は会計監査人）が職務の執行に関し、法令違反を疑われ、又は責任の追及を受けたことに対処するため支出する費用（いわゆる防御費用）や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（いわゆる賠償金や和解金）の全部又は一部を当該役員等に補償すること（法人補償）を約する契約を行うために必要な手続が規定され、どのような範囲の費用や損失を対象として法人補償を行うことができるのかが明記されました（法第118条の2（第198条の2において準用する場合を含む。））。

2 また同改正により、法人が保険者と締結する保険契約で、役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とする契約については、必要な手続などが明確にされました（法第118条の2（第198条の2において準用する場合を含む。））。

### ○議決権行使書面等の閲覧等の請求

#### 問Ⅱ-7-④の2

社員が、社員総会の議決権行使書面の閲覧等を法人に請求する場合、当該請求が拒絶されることはありますか。

答

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による一般社団・財団法人法（以下「法」という。）の改正により、法人は、社員からの議決権行使書面等の閲覧等の請求について、社員名簿の閲覧等の請求の拒絶事由（法第32条第3項各号）と同様の事由（当該請求を行う社員がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき等）に該当する場合には、その請求を拒むことができることとされました（法第50条第6項、第51条第5項、第52条第6項）。

また、改正前には、法人の拒絶事由の規定はなく、社員が当該請求をする際にその理由を明らかにする必要もありませんでしたが、拒絶事由に該当するかどうかの判断を法人がすることを容易にするため、社員は、当該請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととされました（法第50条第6項後段、第51条第4項後段、第52条第5項後段）。

## ○責任追及の訴えに係る和解をする場合の監事の同意

### 問Ⅱ-1-③の2

一般社団法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟において和解をする場合には、監事の同意が必要ですか。

答

1 一般社団法人においては、社員は法人に対し、役員等（設立時社員、設立時理事、理事、監事、会計監査人又は清算人）の責任を追及する訴え（責任追及の訴え）の提起を請求することができます（一般社団・財団法人法（以下「法」という。）第278条第1項）。

また、請求を受けた法人が60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は法人のために責任追及の訴えを提起することができ、法人は、当該請求をした社員等に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならないとされています（法第287条第2項）。なお、60日の経過により法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、当該社員は責任追及の訴えを直ちに提起することができます（法第287条第4項）。

2 これらのうち、法人が、理事等（理事及び清算人並びにこれらの者であった者）の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合に、監事の同意が必要であるかについては規定がありませんでした。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による法の改正により、法人が理事等の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、監事の同意（監事が二人以上いる場合は、各監事）を得なければならないことが明記されました（法第280条の2）。

## ○監事の選任

### 問Ⅱ-1-③（補足2）

監事にとどまらず、一般社団・財団法人法における役員の資格について、従前は、役員となることができない者として「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」が規定されていましたが（一般社団・財団法人法第65条第1項第2号）、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）による改正により、一般社団・財団法人法第65条第1項第2号が削除されました。

なお、定款に、役員の資格として、改正前の一般社団・財団法人法第65条第1項を書き下している場合には、改定することを御検討いただく必要があります。



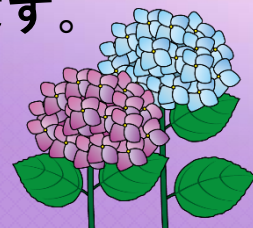
### ■よくある質問（FAQ）

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

メールマガジン第114号（令和3年1月27日）、  
第118号（令和3年3月24日）でもご紹介しています。

### ■メールマガジンバックナンバー

<https://www.koeki-info.go.jp/other/backnumber/2021/index.html>



# 「継続組織の前提」に関する「よくある質問(FAQ)」について

昨年5月に改正された公益法人会計基準に規定された「継続組織の前提」について、実務の参考となるよう「よくある質問(FAQ)」を作成・公表しましたのでお知らせします(※)。

※公益法人の会計に関する研究会の「継続組織の前提」に関する検討結果については、令和元年度研究会報告の1～2ページをご覧ください。



## 公益法人会計基準(抄)

### 第1 総則 (略)

#### 2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合は、この会計基準は適用されない。

## FAQ 問Ⅵ-4-③

公益法人会計基準に「継続組織の前提」の規定が追加された趣旨や、「継続組織の前提」が成り立たない場合について、またその場合の財務諸表の作成について解説しています。

### 問Ⅵ-4-③(会計基準)

公益法人会計基準第1総則2に新たに規定された「継続組織の前提」とは、どのようなものでしょうか。

また、「継続組織の前提」が成り立たないのは、具体的には、どのような場合でしょうか。その場合、どのように財務諸表を作成すればよいのでしょうか。

### 答

「継続組織の前提」とは、財務諸表の作成及び作成基準は、法人が継続して活動することを前提としている、というものです。組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、公益法人会計基準は適用されないという考え方であり、実務上は、従来からそのように取り扱われています。

公益法人会計基準においては、財務諸表の注記として「継続事業の前提に関する注記」は規定されていましたが、継続組織を前提としたものであること自体についての明文の規定がありませんでした。今般の規定は、新たな考え方を示したのではなく、確認的に明記されたものです。

「継続組織の前提」が成り立たない具体的な場合としては、例えば、社団法人が社員総会決議により解散決議を行い、あるいは財団法人において定款で定めた法人の存続期間が満了となり、解散して清算手続きに入った場合においては、「継続組織の前提」は成り立たないこととなります。

「継続組織の前提」が成り立たない場合には、継続組織を前提とする会計基準は適用されないことになるため、資産及び負債については清算等を前提とした処分価格等にすべて評価替えした上で財務諸表を作成することになると考えられます。

例えば、固定資産について、取得原価から一定の耐用年数を仮定した減価償却累計額を控除して評価することは、継続組織を前提として行われる会計処理であるため、処分価格への評価替えの検討や、退職給付引当金については未払退職金として確定債務に変更することが考えられます。

# 「継続組織の前提」に関する「よくある質問(FAQ)」について

## FAQ 問VI-4-㉑

特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合の「継続組織の前提」の考え方などについて解説しています。

### 問VI-4-㉑（会計基準）

定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人の場合、「継続組織の前提」についてはどのように考えればよいのでしょうか。

また、このような法人は、有期である旨を開示した方がよいのでしょうか。開示場所はどうすればよいのでしょうか。

答

公益法人には、定款等により、特定のイベントの開催後に解散が予定されている法人もあります。

このような法人についても、イベントの開催後、清算手続開始までは、他の公益法人と同様に、公益法人会計基準を適用することになります。（問VI-4-㉑参照）

「継続組織の前提」にいう「継続」とは、仮に存続期限があったとしても、解散までの間、事業が目的どおりに実施されている以上は、実際に清算の状態に至らない限り、組織が継続するものとして会計処理を行うことを意味するものです。

また、このような法人が有期である旨を開示することは、関係者に対する情報開示として有用であると考えられ、法人において重要性を勘案した上で開示するか否か判断することが望ましいと考えられます。開示する場合の開示方法(場所)は、各法人の判断により事業報告書への記載や財務諸表における「その他」の注記などにより行うことが考えられます。



公益法人の会計に関する研究会の報告書等は「公益認定information」からご覧いただけます。

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>



- 公益認定information トップページ → 「内閣府からのお知らせ」 → 令和2年5月20日 “「令和元年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」及び「公益法人会計基準及び同運用指針の一部改正」の公表について” をクリック
- 公益法人information トップページ → 法律・制度関連 → 公益法人制度関連「よくあるご質問 (FAQ)」 をクリック

# 公益認定申請・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、こちらへ

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人 **i**nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

## ■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口 窓口相談 《要事前申込》 電話相談

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。5月末から6月上旬にかけて、7月分の予約を受け付けます。

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

公益informationトップページ➡「窓口相談」

電話 03-5403-9669  
時間 平日10時～16時45分

電話 03-5403-9526  
FAX 03-5403-0231  
メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

## ■ 公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会の開催を検討しています。具体的な時期、開催方法等については、公益informationトップページ ➡「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」で、決まり次第ご案内します。

## ■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。  
トップページ➡「公益法人とは」➡「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人 **i**nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人 Facebook | 内閣府公益法人 Twitter | 内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています  
掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook, Twitter, メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

6 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。